

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第5項の規定により、大規模小売店舗内の店舗面積の合計を法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出がありましたので、法第6条第6項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告する。

平成 15 年 3 月 10 日

京都市長 榎 本 頼 兼

1 届出者の氏名及び住所

株式会社マルヨシ 代表取締役 芳野 佑伍  
京都市下京区大宮通り四条下ル四条大宮町 19

2 届出の概要

( 1 ) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルヨシ四条店  
京都市下京区大宮通り四条下ル四条大宮町 19

( 2 ) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積（1,000 m<sup>2</sup>）以下となる日

平成 15 年 3 月 3 日

3 届出年月日

平成 15 年 2 月 21 日

（産業観光局商工部商業振興課）